C&C倶楽部　安心入居サポート

入居者の皆様の様々な悩み、トラブルに対して、24時間・365日安心対応の専用コールセンターにて、
あらゆる相談の解決や各機関へのご案内のサービスを行い、入居者の皆様をサポート致します！

駆けつけサポート

24時間・365日　出動対応

カギ のトラブルサポート

○ カギを紛失して自宅に入れない!
○ 外出先にカギを忘れてきてしまった!

※ 氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付の公的身分証明の提示が必要です。
※ 合鍵の作製はできかねます。
※ マンションのオートロックは作業対象外です。

24時間・365日　出動対応

水まわり のトラブルサポート

○ 蛇口から水がもれて止まらない!
○ 排水溝が詰まってしまった!
○ トイレのタンクが故障して水が出ない!
○ トイレが詰まった! 水があふれた!
○ 台所の詰まりで水が流れない!

24時間・365日　受付

ガラス のトラブルサポート

○ 泥棒の侵入でガラスが割られた!
○ 自然災害でガラスが割れた!
○ ガラスを割ってしまったので片づけてほしい!
○ ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!

※ 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができかねる場合がございます。

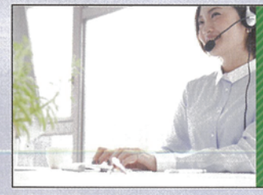

24時間・365日　出動対応

在宅確認 サポート

○ 一人暮らしのお子様と連絡が取れない時
○ 親御様がすぐに見に行くことが出来ない時
　建物まで駆け付け、現場状況を確認します!

※ あくまでも玄関前までの出動対応となります。
※ 部屋内に入っての確認は一切行いません。

無償対応範囲と有償対応範囲について

○ 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金（60分以内の作業）→入居者の過失によるトラブルを無償で対応いたします。
○ 有償対応範囲…60分以上の超過作業料金（10分につき、1,100円（税込））・特殊作業料金・部品代金（ガラス代・パッキン代などの各種部品代）
○ 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・賃貸コーポレーション各支店へご連絡いたします。

電話相談サポート

ガス・給湯器

24時間・365日　受付対応

○ お風呂のお湯が出ない!　○ コンロが点火しない!
○ 元栓をひねってもお湯が出ない!

※ 緊急の一次対応であり、機器の修理等は、ガス会社様の対応となりますので、対応はできかねる場合がございます。
※ 機器の修理やガス漏れの場合は、賃貸コーポレーション各支店へご連絡してください。

健康・医療相談

24時間・365日　受付対応

看護師等の専門スタッフがアドバイスします。

▶ 心理相談　ストレスが原因で精神的にまいっている・・・等
▶ 健康相談　不意のケガや病気の応急手当の仕方・・・等
▶ 医療機関などのご案内

電　気

24時間・365日　受付対応

○ ブレーカーが落ちた!
○ 突然電気が消えた!　○ TVが映らない!

※ 特殊な電気機器（配電盤・分電盤等）の故障は、別途部材発注の可能性があるため、対応はできかねる場合がございます。（停電・電気料金の未払い等は、電力会社様の対応となります。）
※ 建物設備以外は、サービス対象外となります。
※ ブレーカーの仮復旧で解決しない、建物設備に関するトラブルは賃貸コーポレーション各支店へご連絡してください。

入居者相談

24時間・365日　受付対応

問題解決の為の手続き、弁護士や行政機関、
消費者保護団体へのご案内・紹介をします。

▶ 訪問販売や通信販売で不要な商品・サービスを高価な値段で買わされて困っている
▶ 携帯サイトのアクセス等で、不当請求を受けている・・・等

バックアップサポート

もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら!
同じ部屋に住み続けるのは不安だという方のために
再入居費用として一律10万円(税込)を負担！

家財の補償【損害保険金】

① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発

建物外部からの
④ 落下・飛来 衝突・倒壊

給排水設備または他の戸室で生じた事故による
⑤ 水漏れ

騒擾（じょう）・労働争議に伴う
⑥ 暴力行為 破壊行為

⑦ 水災
再調達価額の30%以上の損害、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき

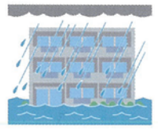

家財・通貨等・乗車券等の
⑧ 盗難

⑨ 風災・雹災・雪災
保険の対象（家財）収容する建物の外側部分が風災、（ひょう）災、雪災によって破損したことを原因として損害が生じたとき

①から⑨以外の偶然な事故による
⑩ 破損・汚損等

■お支払いする保険金　【再調達価額（同等の家財を再取得するのに要する金額）を基準に、保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。】

- 貴金属、宝石、美術品等は市場価格を基準に損害額を算出します。なお、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなして損害保険金をお支払いします。
- 通貨の盗難の場合、1事故、1敷地内ごとに20万円を限度として損害の額を損害保険金としてお支払いします。
- 小切手の盗難の場合、直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、振出人を通じて支払金融機関に支払停止の届け出を行い、かつ盗難にあった小切手に対して支払いがなされたことを条件に、1事故、1敷地内ごとに20万円を限度として損害の額を損害保険金としてお支払いします。
- 預貯金証書の盗難の場合、直ちに預貯金先あてに被害の届け出をおこない、かつ盗難にあった預貯金証書により現金が引き出されたことを条件に、1事故、1敷地内ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額を限度として損害の額を保険金としてお支払いします。
- 乗車券等の盗難の場合、直ちにその運輸機関または発行者に届出をしたことを条件に、1事故、1敷地内ごとに5万円を限度として損害の額を損害保険金としてお支払いします。
- 破損・汚損の場合、損害の額から免責金額1万円を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし1回の事故につき30万円を限度とします。
- 保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財（持ち出し家財）が、日本国内の他の建築物内において上記①から⑨の事故（⑦水災及び通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等の⑧の事故の場合を除きます）で損害が生じた場合、1事故につき100万円または保険金額の20%のいずれか低い額を限度として、損害の額を損害保険金としてお支払いします。

賠償責任等の特約の補償【自動付帯特約】

個人賠償責任
借用戸室の使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する事故により、他人の身体の障害、財物の損壊もしくは使用不能に対する法律上の損害賠償責任を負担したとき

《お支払事故例》
洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。

借家人賠償責任
被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により借用戸室を損壊し、被保険者がその借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき

《お支払事故例》
火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなくなった。

修理費用
上記①～⑥および⑧、⑨の事故により借用戸室に損害が生じ、あるいはその他偶然な事故により借用戸室の外部に面する出入口のドア、シャッター、窓ガラスに損害が生じ、賃貸借契約に基づき、または緊急的に、自己の費用で修理したとき

《お支払事故例》
台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。

事故受付専用ダイヤル　0120-977-373

※ 事故が発生した際は、併せて賃貸コーポレーション各支店へご連絡下さい。

WEB事故受付
QRコード